

平成 31・32 年度 中学校国語科の移行措置について

◆移行措置の概要につきまして

平成 29 年 3 月に、中学校の新しい学習指導要領が公示され、平成 33 年度から全面実施となります。これにより、移行期間（平成 31 年度・32 年度）には、中学校国語科では、以下のような特例措置がとられます。

2 国語

- (1) 平成 31 年度及び平成 32 年度の第 1 学年並びに平成 32 年度の第 2 学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 1 節第 2〔第 1 学年〕の 2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(7)のうち「漢字を読む」及び現行中学校学習指導要領第 2 章第 1 節第 2〔第 1 学年〕の 2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」並びに現行中学校学習指導要領第 2 章第 1 節第 2〔第 2 学年〕の 2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」の部分の規定に係る事項においては「茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜」を取り扱うものとする。
- (2) 平成 32 年度の第 1 学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 1 節第 2〔第 1 学年〕の 2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イに規定する事項に、新中学校学習指導要領第 2 章第 1 節第 2〔第 1 学年〕の 2〔知識及び技能〕(3)ウに規定する事項を加えるものとする。

（「文部科学省告示第九十四号」より）

◆新学習指導要領の「学年別漢字配当表」につきまして

都道府県名に用いられる漢字のうち、現行の学習指導要領において、小学 5 年以上に配当されていた漢字は、全て小学 4 年の配当になりました。

これに伴って、下記の 20 字が、中学校配当から 4 年配当に変更になりました。

【都道府県名に用いられる漢字の読みと書き】（20 字）

茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜

配当学年が変更された漢字の学習機会を確保するため、平成 31 年度の 1 年生と平成 32 年度の 1 年生・2 年生には、これらの漢字の読み書きの指導が必要となります。

◆「共通語と方言の果たす役割」につきまして

現行の学習指導要領では、「共通語と方言の果たす役割」は第2学年で学習する内容でしたが、新学習指導要領では、第1学年で学習することになりました。

これにより、学習機会を確保するために、平成32年度の1年生には、「共通語と方言の果たす役割」の指導が必要となります。

◆移行措置用資料につきまして

平成31・32年度の移行措置に関わる指導（平成31年度の1年生と平成32年度の1年生・2年生への指導）の際に、ご活用いただけるよう下記の移行措置用資料をご用意いたしました。

中学校国語用

ワークシート：都道府県名の漢字《読み1・2／書き1・2》

中学校の配当から小学校4年配当になった、47都道府県名の漢字の読み・書きのワークシートです。

教材：「ことば発見 方言と共通語」

「共通語と方言の果たす役割」を学習するための教材です。

※ この資料は、平成32年度の中学1年生用です。

中学校書写用

ワークシート：都道府県名の漢字《楷書1・2／行書1・2》

中学校の配当から小学校4年配当になった、47都道府県名の漢字の楷書・行書のワークシートです。